

屋外広告物適正化キャンペーンの実施結果について

屋外広告物の適正化について意識啓発を図るため、国では、毎年9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として定めています。

これに合わせて、本市では、屋外広告物制度の普及促進を図り、違反広告物の是正や良好な景観形成に対する市民、企業等の意識啓発を推進するため、屋外広告物適正化キャンペーンを次のとおり実施しました。

【実施内容】

1 屋外広告物安全対策推進パトロール

(1) 活動日時 平成29年9月6日(水) 10時00分～12時00分

(2) 活動場所 高津区・溝ノ口駅周辺(ポレポレタウン(溝ノ口駅前商店街)、溝ノ口中央商店会)
(全長約900m)

(3) 活動内容

第1部 屋外広告物安全点検セミナー

高津市民館にて、溝ノ口駅前商店街振興組合、溝ノ口中央商店会の会員を対象に専門家(一般社団法人神奈川県広告美術協会)による屋外広告物の点検ポイントや安全管理についての説明を行いました。

第2部 屋外広告物安全対策推進パトロール

行政、業界^(※)、商店会が合同でパトロールを行い、屋外広告物の目視チェック及び安全点検のアドバイス、啓発チラシの配布等を実施しました。

(4) 参加者

川崎市、^(※)一般社団法人神奈川県広告美術協会、
溝ノ口駅前商店街振興組合、溝ノ口中央商店会



2 路上違反広告物市内一斉除却活動

(1) 活動期間 平成29年9月1日から10日まで

(2) 活動内容

屋外広告物適正化旬間に合わせ、はり紙、はり札、立看板等の路上違反広告物を対象に、各区役所道路公園センターによる除却活動を実施しました。

3 様々な広報媒体による啓発

市政だより(8月21日号)、市ホームページ、川崎駅東西自由通路内河川情報表示板への掲載、市内各商店会への啓発チラシの送付等により、屋外広告物のルールや安全対策に関する啓発を行いました。

9月1日～9月10日は『屋外広告物適正化旬間』です。

～屋外広告物適正化キャンペーン～
屋外広告物のルールを守り、安全・安心で美しい街なみ!

良好な景観を形成し、風致を維持し、屋外広告物による危害を防止するため、市では「川崎市屋外広告物条例」で屋外広告物に一定のルールを定めています。

対象となる屋外広告物の主な例

- 屋外広告物は、原則として許可が必要です。
- 広告物の種類や地域に応じて大きさ、高さ、設置場所などの許可基準があります。
- 自己の店舗や事業所の敷地に自己の店名や営業内容などを表示する「自家広告物」は、一定の面積以内は許可が不要となる場合があります。



ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、罰則の適用を受ける場合があります。

違反となる屋外広告物の主な例

- 何處、落下のおそれがある広告物を設置してはいけません。
- 電柱、街灯柱等には、はり紙、はり札、立看板等を表示することはできません。
- 道路上に広告物を置くことはできません。
- 許可基準に適合しない広告物を表示・設置することはできません。

詳しい内容は [川崎市建設緑政局 道路管理課 屋外広告物係](http://www.city.kawasaki.jp/kuraki/kyouka/kyouka.html) TEL: 044-200-2814 へお問い合わせください。
ホームページ [川崎市屋外広告物](http://www.city.kawasaki.jp/kuraki/category/78-6-53-7-0-0-0-0.html)

9月10日は『屋外広告の日』です。

あなたの看板 安全ですか？

屋外広告は、風や雨、強い日差し等の厳しい自然環境により、知らず知らずのうちに、部材の腐食、ゆるみ、劣化が発生し、落下や崩壊の危険性が高まっているかもしれません。

平成27年2月、北海道札幌市で店舗ビルの看板の一部が落下し、歩行者を直撃して原因不明の血傷を負わせる事故が発生しました。

- 屋外広告物の設置者又は管理者は、良好な状態に保持しなければならない管理義務があります。
- 事故が発生した場合、責任を問われる場合があります。
- 看板落下事故は、会社やお店の信用を一瞬で失うことになりかねません。



落下、破損等による事故の未然防止のため、定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

日常点検を行い、危険の兆候をチェックしましょう！ 早期発見が事故を防ぎます

サビ	汚れ	ズレ・欠落	照明不点灯
鉄骨やボルトのサビは、破損の第1歩！	サビがたれていたら、何かが落ちてくるかも？！	板金のズレや釘の欠落は落下の危険れ！	消電の場合は火災の危険も！
			

専門業者に相談しましょう！ 早期対応が費用を抑えます

悪化が進めば、サビ等が腐蝕材を溶解すれば済むものも、放っておくと劣化や大規模修繕に切り替わることがあり、事故が発生した場合は**修繕責任**を負わなければならない場合があります。

- 日常点検で危険な兆候を見つけたら、すぐさま専門業者に相談しましょう。
- 劣化した看板は、事故のリスクが増加します。専門業者に依頼して、内部の構造まで詳細に点検し、補修や取替などの対策をとりましょう。
- 風雪対策上の危険や大型看板の取扱は、専門業者に事前点検の依頼をしましょう。

専門業者は、川崎中に屋外広告物の登録(届出)をしている業者を御活用ください。
登録(届出)業者は、ホームページで確認いただけます。
[川崎市屋外広告物登録業者](http://www.city.kawasaki.jp/kuraki/kyouka/kyouka.html)

川崎市 建設緑政局 道路管理課 路政課 屋外広告物係
川崎市川崎区東河川本町1-1 川崎駅前タワー・リバーサイド 電話:044-200-2814

川崎駅東西自由通路内河川情報表示板 (8/30～9/10)

Colors, Future! 川崎市 **川崎市 インフォメーション**

屋外広告物適正化キャンペーン

屋外広告物のルールを守り、安全・安心で美しい街なみ！



良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、条例で屋外広告物に一定のルールを定めています。


Colors, Future! 川崎市 **川崎市 インフォメーション**

9月1日～9月10日は『屋外広告物適正化旬間』です

あなたの看板 安全ですか？

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！

事故が発生した場合には、責任を問われることがあります！



【問合せ】建設緑政局 道路管理部 路政課
TEL:044 (200) 2814 FAX:044 (200) 3978